



接続約款変更認可申請書

東相制第 12-0032 号  
平成 24 年 6 月 19 日

総務大臣  
川端 達夫 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにししんじゅくさんちょうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目 19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之



登録年月日及び登録番号

平成 16 年 4 月 1 日 第 233 号

電気通信事業法第 33 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。
------	---------------------------



電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

日	新																
(用語の定義)	<p>第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th><th>意味</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～107 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>108 消費税相当額</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>109 消費税相当額</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th><th>意味</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～107 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>108 1P通信網サービス契約約款</td><td>(以下「1P通信網サービス契約約款」といいます。)に基づき、1P通信網を使用して行う電気通信サービス</td></tr> <tr> <td>109 消費税相当額</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)</p> <p>第34条の13 接続申込者は、第34条の4（光信号主端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）の規定に基づき、当社の光信号主端末回線と接続しようとする場合は、当社が別に定める通信用建物に収容する光信号主端末回線に限り、複数年段階料金（平成24年3月29日付け情報運営行政・郵政行政審議会答申（情郵審第33号）に基づき、接続開始後1年間の接続料を低減させ、当該低減額及び当該低減額に係る利息を接続開始後3年目の接続料に加算する方法により算定した光信号主端末回線の料金のこと）をいいます。以下、同じとします。</p> <p>2 前項に規定する当社が別に定める通信用建物は、平成24年3月末時点において、当社が1P通信網サービス（1P通信網サービス契約約款に定めるメニューアーク5-1に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）を提供している通信用建物のうち、他事業者が1P通信網サービスに相当するサービスを提供している区域が、1P通信網サービス契約約款に定める1P通信網サービスの提供区域の半数に満たない通信用建物とし、当社が選定するものとします。また、当社は、当社が別に定める通信用建物について接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるものとします。</p> <p>3 第1項の規定に基づき、接続申込者が複数年段階料金を適用した光信号主端末回線と接続しようとする場合、接続申込者は、複数年段階料金の適用を選択する通信用建物を予め当社に申し出ることを要するものとします。</p> <p>4 第1項の規定に基づき、接続申込者が複数年段階料金の適用を選択した場合であって、複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続を開始したときは、当該機能の利用期間は、当該機能の利用を開始した日から起算して3年間とします。</p> <p>5 協定事業者は、前項に規定する最低利用期間内に複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合は、別表4（運約金）第6（複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る運約金）に規定する額に、その額（利息に相当する額を除きます。）に係る消費税相当額を加算した額を運約金として、当社が別に定める方法により支払うこととを要します。</p>	用語	意味	1～107 (略)	(略)	108 消費税相当額	(略)	109 消費税相当額	(略)	用語	意味	1～107 (略)	(略)	108 1P通信網サービス契約約款	(以下「1P通信網サービス契約約款」といいます。)に基づき、1P通信網を使用して行う電気通信サービス	109 消費税相当額	(略)
用語	意味																
1～107 (略)	(略)																
108 消費税相当額	(略)																
109 消費税相当額	(略)																
用語	意味																
1～107 (略)	(略)																
108 1P通信網サービス契約約款	(以下「1P通信網サービス契約約款」といいます。)に基づき、1P通信網を使用して行う電気通信サービス																
109 消費税相当額	(略)																

第1表  
第1 網使用料  
1 適用

区 分	内 容
(1)～(7)	(略)
(8) 端末回線 伝送機能に 係る料金の 適用	ア～ナ (略)
(8) 端末回線 伝送機能に 係る料金の 適用	ア～ナ (略)
(8)～(12) (略)	(略)
(13) 端末回 線傳送機 能及び光 信号多 重分離 機能組 み合せ	ア 2 (料金額) 2～1～1～1～1第2欄ウ欄に掲げる料金額に2～1～1～1～1第2欄 に掲げる料金額を適用する場合には、2～1の4ア欄に掲げる料金額を組み合わせて適用します。この場合において、2～1の4ア欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタ(当社の通信用建物に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。)に収容できる光信号端末回線の数は4を、1の光信号端末回線から分歧できる光信号端末回線の数は8を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。) イ 2 (料金額) 2～1～1～1～1第2欄ウ(イ)欄に掲げる料金額に2～1～1～1～1第6欄 6欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2～1の4に掲げる料金額を組み合わせて適用する場合があります。この場合において、2～1の4ア欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は4を、1の光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。)、2～1の4イ欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は8を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が8のもの」といいます。)

第1表  
第1 網使用料  
1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線云送機 能に係る料金の 適用	ア～ナ (略)
(8) 端末回線 云送機能に 係る料金の 適用	ア～ナ (略)
(8)～(12) (略)	(略)
(13) 端末回 線傳送機 能及び光 信号多 重分離 機能組 み合せ	ア 2 (料金額) 2～1～1～1～1第2欄ウ欄に掲げる料金額に2～1～1～1～1第2欄 に掲げる料金額を組み合わせて適用します。この場合において、2～1の4ア欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタ(当社の通信用建物に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。)に収容できる光信号端末回線の数は4を、1の光信号端末回線から分歧できる光信号端末回線の数は8を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。) イ 2 (料金額) 2～1～1～1～1第2欄ウ(イ)欄に掲げる料金額に2～1～1～1～1第6欄 6欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2～1の4に掲げる料金額を組み合わせて適用する場合があります。この場合において、2～1の4ア欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は4を、1の光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。)、2～1の4イ欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は8を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が8のもの」といいます。)

二 第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号端末回線の取扱い) 第1項の規定に基づき、複数年段階料金を適用する間においては、力の規定にかわらず、2(料金額) 2～1～1～1～1第2欄ウ欄に規定する機能について、2～1～1～1～1に掲げる料金額及び2～1～1～1～2第2欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2～1の光信号端末回線から分歧する光信号端末回線の保守の区別については、一体として利用する光信号端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。  
又 第34条の13第1項の規定に基づき、複数年段階料金を適用する間においては、2(料金額) 2～1～1～1～1の2に規定する機能については、2～1～1～1～1の2に掲げる料金額に、2～1～1～1～2第2欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2～1の光信号端末回線から分歧する光信号端末回線の保守の区別については、一体として利用する光信号端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。  
ホ 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号端末回線との接続を開始して3年が経過した後も当該回線との接続を継続する場合は、当該回線について2(料金額) 2～1～1～1～1(基本料) 第6欄イ欄又は2～1～1～1～2(加算料) 第2欄イ欄に規定する料金額を適用します。

2 料金額  
 2-1 端末回線伝送機能  
 2-1-1 基本額  
 2-1-1-1 基本料 (略)

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能  
 2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料 (略)

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

区分		単位	料金額	備考
端末回線 伝送機能 <u>(第5条 (標準的 な接続箇 所) 第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)</u>	光信号主端末 回線(光局外ス ブリッタを含 むものに限り ます。)にて伝送 を行う機能 1芯にて伝送	ア 保守の 区別がタイ プ1-1の もの	(7) 平成24 年4月1日 から平成25 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに 接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
		イ 平成25 年4月1日 から平成26 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに 平成25年4月1日か ら平成26年3月31日 まで適用する2- 1-1-1第6欄 イ(7)欄に規定する 料金額	1回線 ごとに 接続開始日から、 1年以上2年末 満の場合に適用 します。
		ウ 平成26 年4月1日 以降に適用 する料金	1回線 ごとに 平成26年4月1日 以降に適用する2- 1-1-1第6 欄イ(7)欄に規定す る料金額に、600円 を加算した料金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則(消費税 相当額の加算)の 規定にかかるわ ず左欄に掲げる 600円のうち、385 円にのみ消費税 相当額を加算す るものとします。

		<u>1 保守の区分</u> <u>別がタイプ</u> <u>1 - 2 のも</u> ①	(7) 平成24 年 4月 1日 から平成25 年 3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2,428円	継続開始日から 1年未満の場合 に適用します。
			(1) 平成25 年 4月 1日 から平成26 年 3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	平成25年4月 1日か ら平成26年3月31日 まで適用する2- 1-1-1 第6欄 イ(1)欄に規定する 料金額	継続開始日から 1年以上2年末 満の場合に適用 します。
			(7) 平成26 年 4月 1日 以降に適用 する料金	1回線 ごとに	平成26年 4月 1日 以降に適用する2- 1-1-1 第6欄 イ(1)欄に規定す る料金額に、600円 を加算した料金額	継続開始日から 2年以上3年末 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかるわらず左 欄に掲げる600円 のうち、585円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。

	<u>ウ アイ以外のもの</u>	(7) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの適用する料金	1回線ごとに 2,498円	接続開始日から1年未満の場合に適用します。
		(1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの適用する料金	1回線ごとに 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-1 第6欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から1年以上2年未満の場合に適用します。
		(4) 平成26年4月1日以後に適用する料金	1回線ごとに 平成26年4月1日以後に適用する2-1-1-1 第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、617円を加算した料金額	接続開始日から2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかるわらず左欄に掲げる617円のみ消費税相当額を加算するもとします。

2-1-1-2 (略)

2-1-1-2 (略)  
2-1-1-2 多数年段階料金を適用する場合の加算料

区分	料金額	単位	備考
2-1-1 第2欄位に規定する機能に係る加算料  光信号主端末回線に係る加算料	2,428円	1回線ごとに	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
ア 保守の区別がタブ1-1の もとの る料金	(7) 平成24 年4月1日 から平成25 年3月31日 まで適用す	(7) 平成24 年4月1日 から平成26 年3月31日 まで適用す	接続開始日から、 1年以上2年末 満の場合に適用 します。
(イ) 平成25 年4月1日 から平成26 年3月31日 まで適用す る料金	1回線ごとに 1-1-2 第2欄 イ(7)欄に規定する 料金額	平成25年4月1日か ら平成26年3月31日 まで適用する2- 1-1-2 第2欄 イ(7)欄に規定する 料金額	接続開始日から、 1年以上3年末 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかるらず左 欄に掲げる600円 のうち、585円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。

		<u>イ 保守の区分</u> <u>別がタイプ</u> <u>1-2のも</u> <u>①</u>	(7) 平成24 年4月1日 から平成25 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに (1) 平成25 年4月1日 から平成26 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに (1) 年4月1日 から平成26年3月31日 まで適用する2- 1-1-2 第2欄 イ(1)欄に規定する 料金額	平成25年4月1日か ら平成26年3月31日 まで適用する2- 1-1-2 第2欄 イ(1)欄に規定する 料金額	2,428円	接続開始日から 1年未満の場合 に適用します。
			(4) 平成26 年4月1日 以降に適用 する料金	1回線 ごとに (1) 年4月1日 から平成26年3月31日 まで適用する2- 1-1-2 第2欄 イ(1)欄に規定す る料金額に、600円 を加算した料金額	平成26年4月1日 以降に適用する2- 1-1-2 第2 欄に規定す る料金額に、600円 を加算した料金額	平成26年4月1日 以降に適用する2- 1-1-2 第2 欄に規定す る料金額に、600円 を加算した料金額	接続開始日から 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかるず左 欄に掲げる600円 のうち、585円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。	


別表 4 違約金

第1 (略)  
第2 光信号端末回線の接続の手続きに係る違約金

別表 4 違約金

第1 (略)  
第2 光信号端末回線の接続の手続きに係る違約金

区 分		違約金の額
(1) (略)	(略)	(略)
(2) (略)	(略)	(略)
(3) 当社が光信号端末回線に係る工事を完了した後、接続を開始するまでの間に撤回を行った場合	ア (略)	その接続申込者が行つた第34条の4第1項に規定する申込みに係る機能の利用料(料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2-1-1-2第2欄)に規定する接続の手続きに係る違約金)第2項に規定する接続の申込みの撤回を行つた場合の違約金

区 分		違約金の額
(1) (略)	(略)	(略)
(2) (略)	(略)	(略)
(3) 当社が光信号の接続申込者が、第78条の2(一般光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金)第2項に規定する接続の申込みの撤回を行つた場合	イ その光信号端末回線に係る工事を完了した後、接続を開始するまでの間に撤回を行つた場合	その接続申込者が行つた第34条の4第1項に規定する申込みに係る機能の利用料(料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2-1-1-2第2欄)に規定する接続の手手続きに係る違約金)第2項に規定する接続の申込みの撤回を行つた場合の違約金

## 第6 複数年段階料金を適用した光信号端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過するまでに、接続を終了した場合)の取扱い第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から終了した日までの期間に応じて、「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金) 第1(網使用料) 2(料金額) 2-1-1-1 第6欄又は2-1-1-2 第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1 第6欄イ欄又は2-1-1-2 第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年1.31%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。)を加算した額	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始して1年が経過する日までに、接続を終了した場合
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過するまでに、接続を終了した場合)の取扱い第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始して1年が経過した日から2年が経過する日までに、接続を終了した場合	(2) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始して1年が経過した日から2年が経過する日までに、接続を終了した場合

## 附則

1 この改正規定は、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。

2 当社は、複数年段階料金の適用の選択を実現するために要するシステム開発費用について、料金表第1表(接続料金) 第1(網使用料) 2(料金額) 2-11(その他の機能) 第12欄、第14欄から第18欄及び第20欄に規定する回線管理機能の原価に加えて当該機能に係る料金の算定を行うものとします。

3 当社は、平成24年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申(情報審議会第33号)に基づく、光配線区画の見直しが完了するまでの間に限り、光信号主端末回線に係る網使用料について、複数年段階料金の適用の選択を受け付けるものとします。

**網使用料算定根拠  
(東日本コストに基づく接続料)**

## 目 次

I .算定手順	.....	2
II .料金の設定	.....	3
(別紙) 割引率の算定	.....	5

## I. 算定手順

### ・光信号主端末回線（複数年段階料金）

料金の設定に使用した単金

平成24年3月29日認可  
加入者光ファイバ算定根拠  
(光信号主端末回線)

<開通後1年目>  
(平成24年度適用)  
平成24年度適用の通常メニュー料金 × (1+割引率(▲19.4%))

<開通後2年目>  
(平成25年度適用)  
平成25年度適用の通常メニュー料金と同一

<開通後3年目>  
(平成26年度適用)  
平成26年度適用の通常メニュー料金 + 割引額 × (1+利子率)<sup>2</sup>

接続料金

端末回線伝送機能  
(光信号主端末回線)

複数年段階料金



## II. 料金の設定

### ・光信号主端末回線(複数年段階料金)

#### ・料金の設定

##### ①基本料

###### ・2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

a. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スピリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能のア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ア)平成24年4月1日から平成25年3月31まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	3,013	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スピリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの の平成24年度適用料金
②割引率	19.4%	別紙の(2)の③
③割引額	585	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,428	①-③

b. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スピリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能のア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(イ)平成25年4月1日から平成26年3月31まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
①料金 (円/回線・月)	2,986	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スピリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの の平成25年度適用料金

c. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スピリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能のア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ウ)平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄(イ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利子率	1.31%	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の VI.他人資本利子率の算定 (1)有利子負債に対する利子率
③加算額	600	aの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	600	①+③

d. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スピリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能のイ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ア)平成24年4月1日から平成25年3月31まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	3,013	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スピリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの の平成24年度適用料金
②割引率	19.4%	別紙の(2)の③
③割引額	585	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,428	①-③

e. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スピリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能のイ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(イ)平成25年4月1日から平成26年3月31まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
①料金 (円/回線・月)	2,986	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スピリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの の平成25年度適用料金

f. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スピリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能のイ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ウ)平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄(イ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利子率	1.31%	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の VI.他人資本利子率の算定 (1)有利子負債に対する利子率
③加算額	600	dの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	600	①+③

g. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スピリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能のウ アイ以外のもの のうち(ア)平成24年4月1日から平成25年3月31まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	3,099	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スピリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ウ) (ア)(イ)以外のもの の平成24年度適用料金
②割引率	19.4%	別紙の(2)の③
③割引額	601	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,498	①-③

h. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スピリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能のウ アイ以外のもの のうち(イ)平成25年4月1日から平成26年3月31まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
①料金 (円/回線・月)	3,071	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スピリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ウ) (ア)(イ)以外のもの の平成25年度適用料金

i. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スピリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能のウ アイ以外のもの のうち(ウ)平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利子率	1.31%	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の VI.他人資本利子率の算定 (1)有利子負債に対する利子率
③加算額	617	gの③×(1+②)×(1+④)
④料金 (円/回線・月)	617	①+③

## ②加算料

・2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

a. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ア)平成24年4月1日から平成25年3月31まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,428	①のa. より

b. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(イ)平成25年4月1日から平成26年3月31まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,986	①のb. より

c. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ウ)平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	600	①のc. より

d. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ア)平成24年4月1日から平成25年3月31まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,428	①のd. より

e. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(イ)平成25年4月1日から平成26年3月31まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,986	①のe. より

f. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ウ)平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	600	①のf. より

g. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のウ アイ以外のもの のうち(ア)平成24年4月1日から平成25年3月31まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,498	①のg. より

h. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のウ アイ以外のもの のうち(イ)平成25年4月1日から平成26年3月31まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
料金 (円/回線・月)	3,071	①のh. より

i. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号主端末回線に係る加算料のウ アイ以外のもの のうち(ウ)平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	617	①のi. より

(別紙) 割引率の算定

(情報通信行政・郵政行政審議会答申(情郵審第33号)別添に記載された「エントリーメニューに係る接続料水準に関する考え方」に基づき算定)

(1) メタルと光の1ユーザあたりコストが同水準となる獲得ユーザ数の算定

区分	平成24年度	備考
①ドライカッパ接続料 (円/回線・月)	1,247	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1~2欄で接続する場合) 端末回線により 伝送を行う機能のア イ以外のものの(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合の① ②以外の場合のA 保守の区別がタイプ1-1のもの
②光信号主端末回線接続料 (円/回線・月)	3,013	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1~3欄で接続する場合)のイ 光信号主 端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの の平成24年度適用料金
③光信号分岐端末回線接続料 (円/回線・月)	274	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の2~1~1~1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る 加算料の(ア) 当社の光屋内配線(まとめて一戸建ての建物)に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するものの① 保守の区別がタイプ1-1のもの
④回線管理運営費	51	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の 13. その他の機能のB. 回線管理機能の DSL回線管理機能(端末回線伝送機能2~1~1~1第4 欄を利用するもののイ 端末回線伝送機能2~1~1~1第4欄(イ)①欄に係るもの)及び光信号分岐端末回線管理機能
⑤ドライカッパと1ユーザあたりコストが同水準となる 光主端末回線あたりの獲得ユーザ数 (ユーザ)	3,1	②÷((①+④)-(③+④))

(2) 割引率の算定

区分	平成24年度	備考
①ドライカッパ接続料と比較した場合の光主端末回線 の平均獲得ユーザ数あたりの超過コスト (円)	4,670	(1)の②×(1)の⑤÷2
②コスト総額 (円)	24,104	(1)の②×8
③割引率 (%)	19.4%	①÷②